

函館市思春期保健事業実施要綱

(目的)

第1条 思春期保健事業は、心身ともに成長が著しく、人格形成にとって重要な時期である思春期において、子どもが心身ともに健やかに成長できるように支援することにより、健全な母性および父性の育成を図ることを目的に実施する。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、函館市（以下「市」という。）とする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、思春期の男女およびその保護者、医療、福祉、保健、教育等の関係者ならびに一般市民とする。

(事業内容)

第4条 市は、関係機関の協力を得て、医師、保健師、助産師、看護師、養護教諭等により次に掲げる事業を行う。

(1) 思春期保健相談

思春期における身体的、精神的な問題や性に関する不安や悩み等について、電話や面接等による相談に対応する。

(2) 思春期保健講演会

思春期の子どもを持つ保護者、関係機関の職員等を対象に、思春期の特徴や性行動を含めた問題行動の現状や対応方法についての講演会を開催する。

(3) 思春期教室

思春期の子どもたちが、生命の大切さを認識し、人間尊重、男女平等の精神に基づいた異性感を持ち、適切な行動をとることができるよう、出前健康教育や保健福祉体験学習を実施するほか、思春期教材の貸出しや情報提供を行う。

(4) 思春期保健連絡会

市および医療、保健、福祉、教育等の関係者による、思春期の子どもたちが抱える問題の解決のための連絡会を適宜開催し、情

報の共有と意見交換を行う。連絡会に関し必要な事項は、別に定める。

(記録および報告)

第5条 思春期保健相談を実施したときは、思春期保健相談票に相談内容、支援内容および処遇等結果を記録し、報告するものとする。

2 思春期保健講演会や思春期教室等を開催したときは、健康教育実施報告書に参加者数や参加者の反応などを記録し、報告するものとする。

(関係機関との連携)

第6条 事業の実施に当たっては、思春期の子どもたちに関わりのある教育機関、医療機関、児童相談所、青少年相談機関等との連携を図るものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。